

議案第64号

湯河原町宿泊税基金条例の制定について

湯河原町宿泊税基金条例を別紙のとおり定める。

令和7年11月27日提出

湯河原町長 内藤喜文

(提案理由)

湯河原町宿泊税条例が制定されたことに伴い、同条例に規定する観光振興を図る施策に要する費用に充てるため、条例の制定を要するので、本案を提出するものです。

湯河原町宿泊税基金条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条第1項及び第8項の規定に基づき、湯河原町宿泊税基金の設置、管理及び処分に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 観光資源の魅力向上及び情報発信並びに旅行者の受入環境の充実により、豊かで活力ある地域づくり、地域経済の発展及び町民生活の向上に寄与する持続的な観光振興を図る施策に要する費用に充てるため、湯河原町宿泊税基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第3条 基金として積み立てる額は、湯河原町宿泊税条例（令和7年湯河原町条例第16号）の規定に基づく宿泊税の収入のうち、一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める額とする。

(管理)

第4条 基金に属する現金は、金融機関への預金、有価証券その他最も確実かつ有利な方法により、これを保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第5条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第6条 町長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第7条 基金は、第2条に規定する施策に要する費用に充てる場合に限り、その全部又は一部を予算に計上して処分することができる。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。